

★ 2024年3月に全面改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）に基づいて、同年4月から12月末までに作成・公表された事前評価書は**50件**。
このうち**32件(64.0%)**について、効果・負担の定量化の方法などに関する相談が当省の伴走型支援窓口に寄せられるなど、各府省において積極的・意欲的に規制の政策評価に取り組んでいることが伺える状況。

★ このような中、定量化の内容・質の改善は今後とも必要であるものの、定量化率は総じて向上。また、利害関係者からの意見聴取の実施率は**約8割**となっており、規制導入に対する社会的コンセンサスの醸成に向けて、公正・客観的なデータでの効果・負担の説明が進みつつある状況。

効果:2023年度 **15.2%** ⇒ 2024年度 **45.2%** 【**57.1%**】
遵守費用:2023年度 **37.5%** ⇒ 2024年度 **80.0%** 【**82.9%**】
行政費用:2023年度 **24.4%** ⇒ 2024年度 **65.4%** 【**69.2%**】

※ 2024年度実績は12月末までの暫定値。【】内の数値は、事後評価に向けた定量化の取組工程が記載されているものも含む。
※ 各府省が定量化していると説明しつつも、当省において定量化とは言えないと判断したものについては、分子から除いている。

★ なお、上記全面改正についてはOECDからも一定の評価を得ており、好事例として各種のOECD会合で参加各国に紹介するよう依頼されたため順次対応。

<参考1：第36回政策評価審議会 資料1—2（抜粋）>

※ 改正の背景・現状とポイント

1 背景・現状

- ★ 規制の政策評価については、事前評価に加えて事後評価も開始され、両者を通じた総務省の点検結果が5年間分蓄積。**規制導入による効果・費用の定量化が進んでいない、規制導入に際しての利害関係者等との調整状況が説明されていない**などの課題が明らかに。このため、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）の改正を検討。
- ★ 検討に際しては、規制は特定個々の規制対象者に権利制限・義務賦課を強いるものであるため、**「規制導入による課題の解消・予防の程度」と「規制対象者が負うことになる負担の程度」を公正・客観的な資料で比較考量**できるようにした上で**社会的コンセンサスの醸成**を図っていくことが重要であるとの考えを基本とし、規制評価ワーキング・グループでの議論及び各府省からの意見等も踏まえて、**事前評価と事後評価のあり方を全面的に見直し**。

2 主な改正ポイント

(1) 事前評価と事後評価の内容の明確化

- 事前評価では、**①規制の必要性・有効性・妥当性、②規制対象者の範囲・負担程度、③規制対象者との調整状況**などを明らかにした上で、規制新設・改廃の正当性について評価。【Ⅱ3】
事後評価では、**課題の解消・予防状況、規制対象者の負担状況、事前評価時に各方面から指摘された事項への対応状況**などを明らかにした上で、規制継続の正当性について評価。【Ⅱ4】

(2) 規制による効果・費用の定量化の推進

- 規制評価での効果とは「課題の解消・予防の程度」と明確に定義。その上で、**効果・費用を事前評価段階では定量化できない場合は、事後評価までの定量化に向けた工程**を記載するよう明記。【Ⅱ3(2)】

(3) 社会的コンセンサスの醸成の「見える化」

- **利害関係者からの意見聴取と一般国民からの意見・要望の受け付け**を実施し、その調整状況や対応状況を記載するよう明記。【Ⅲ1】

(4) 総務省による各府省の取組の支援

- 各府省と協同して効果・費用の定量化を検討。また、評価書作成の実務研修を毎年度実施。【Ⅲ4】

<参考2:規制の政策評価について>

★ 規制とは、法律又は政令に基づいて、国民に対して「権利制限」や「義務賦課」※を強いるもの。

※ 一定行為の禁止、設備設置義務、報告義務など

★ このため、規制導入を検討する際には、公正・客観的なデータで「課題の解消・予防の程度」と「利害関係者の負担の程度」とを比較考量できる状態にした上で、規制導入に対する社会的コンセンサスを醸成していくことが重要。

★ 規制の政策評価では、各行政機関自らが、上記を念頭に下記取組を推進しながら、規制導入の是非・内容を検証。

【適切な政策決定の推進】

規制導入の必要性・有効性・妥当性を、「効果・負担の定量化」と「国民意見の整理」を踏まえて検証

【国民意見の表明の推進】

規制導入に対する意見を、国民が容易・適時に表明できる機会を確保

安全、防災、環境保全、
消費者保護等の面での、
社会的効果

分析・
比較考量

権利制限・義務賦課の面
での（行為禁止、設備設置義務、
報告義務など）、
国民負担

「適切な政策決定」や「国民意見の表明」
に資する

比較考量の例

【課題】

- ★ 熱中症による死亡者数・救急搬送者数が高止まり（年間の死亡者数は千人程度、救急搬送者数は4～5万人程度）。
- ★ 熱中症による屋内での死亡者の約9割以上が、経済的な理由等でエアコンを未保有又は未使用。また、救急搬送のうち約3割が道路上などの屋外で発生。

【規制の内容】

- ★ 市町村長が、民間施設を指定暑熱避難施設として指定することができることとする。
- ★ 指定された民間施設は、熱中症特別警戒情報の発表時に、当該施設を市民に開放する義務を負う。



【社会的効果】

- ★ 熱中症による救急搬送者数が、
約1.5万人減少

分析・
比較考量

【国民負担】

- ★ 指定された際の市町村との協定締結費用が、
1施設当たり約5万円発生
- ★ 対象は、全国約1,700施設

< 参考 3 : 各府省ヒアリング結果の概要 >

区分	概要
1 社会的コンセンサスの醸成 (定量化、国民意見)	<ul style="list-style-type: none">① 規制導入に向けた社会的コンセンサス醸成のためには、効果・負担を定量的に比較考量できるようにしておくことが重要であるとの認識が、職員間で高まりつつある。② 規制導入に向けた社会的コンセンサス醸成のためには、国民意見の収集が重要であるとの認識が、職員間で高まりつつある。③ 効果・負担の定量化や国民意見の収集が、規制導入の検討の際の意思決定過程において有益な情報となっている。④ 上位政策と規制との関係や規制における効果の考え方が整理されたことで、効果の定量化の検討が進めやすくなった。⑤ 事前評価時での定量化が困難な場合は今後把握していくべきデータを整理するとされたことで、事後評価に向けた対応・工程を立てやすくなった。
2 総務省のサポート (伴走型支援、定期研修)	<ul style="list-style-type: none">① 新たに作成・公表することとなる評価書は全て事前に伴走型支援を利用させていただくこととしている。② 原課から直接総務省に対して事前相談ができる伴走型支援は有意義で、一緒に定量化のあり方などを検討させていただいている。③ 規制の評価書を作成・公表する機会が少なく過去の実績や人材に乏しいので、伴走型支援や定期研修を活用していきたい。
3 その他 (職員意欲、作業注力化など)	<ul style="list-style-type: none">① 規制評価ガイドラインが改正されて規制評価の趣旨・目的が明確になったことで、作業への理解や動機付けが深まった。② 事前評価書の新様式は、法制局説明資料の抜粋を利用できつつ管理局説明資料としても利用できるため、他の検討に注力できる。